

(様式 2)

管外調査、研修、要請陳情、各種会議結果（報告）

舞鶴市議会議長 あて

令和 2 年 2 月 14 日

会派代表者氏名 松田 弘幸

このたび、調査、研修、要請陳情、各種会議をしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 参加者氏名 松田弘幸、上羽和幸（議長公務のため 1/27 のみ）、小谷繁雄、杉島久敏
- 2 調査・研修地 群馬県前橋市役所、埼玉県草加市役所、東京都青梅市・福生市役所
- 3 期 間 令和 2 年 1 月 27 日 ～ 1 月 29 日
- 4 経 費 ￥ 1 7 1 , 9 7 7
- 5 結果の概要

① 会者・研修講師名

1 月 27 日 前橋市役所

議会事務局

議事課長

喜楽 正一

調 査 係

副 主 幹

浅沼 史郎

政 策 部

情報政策課

課長補佐

生方 高弘

主 事

小林 隆人

1 月 28 日 草加市役所

議会事務局

局 長

高松 光夫

書 記

中村 聡

観光福祉部

長寿支援課

課長補佐

小林 恵美子

係 長

中澤 範子

1月 29日 青梅市役所

議会事務局
経済スポーツ
商工観光課

主 査 平岡 正海
部 長 伊藤 英彦
課 長 小井戸 雄一

福生市役所

議会事務局
教育委員会
教育支援課

次 長 大楠 功晃
参 事 神田 恭司
課 長 細谷 幸子
指導主事 古河 裕平
副 議 長 堀 雄一郎

市 議 会

- ② 調査、研修、要請陳情、各種会議先内容 … 別紙にて次の事項を記載
- ア 事業目的、事業の概要、経費・財源、効果など
 - イ 研修、要請陳情、各種会議内容
 - ウ 所感

群馬県前橋市

○視察先：群馬県前橋市役所

○視察先所在地：〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

TEL 027-224-1111

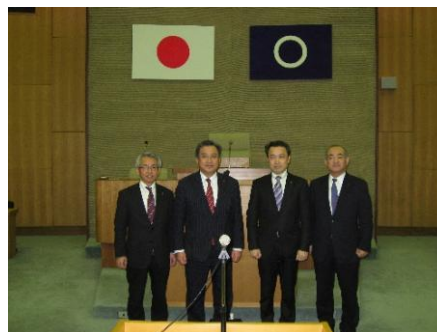
○視察目的・内容

【 目 的 】

マイナンバーの利活用について

【 調査項目 】

- ① マイナンバーカードの普及率向上の取り組みについて
- ② マイナンバーカードの活用について
- ③ 自治体ポイントの導入の経緯と効果について
- ④ 課題と今後の取り組みについて



【実績と成果】

前橋市の政策は「マイナンバー」を利用したものではなく、「マイナンバーカード」を利用したものである。

「マイナンバー」については利用制限があるが、「マイナンバーカード」は基本的に利用制限がなく電子証明書を格納しているのが特徴であることを理解しておく必要がある。

「母子健康情報サービス」による子供の成長記録の提供等による子育て世代への支援をはじめ、マイナンバーカードによる本人確認により、迅速な医療情報の把握を可能とし、救命率の向上に関する「救急時の活用実証」、マイナンバーカードを利用証及び利用券とする市独自の移動困難者を対象とした「タクシー運賃の補助制度」、地域経済応援として自治体による「ポイント付与」、全国のコンビニエンスストア店に設置されている端末での手数料割引による住民票等の「公的証明書の発行」などの事業実験を展開し成果を収めている。

一方、マイナンバーカードの申請率は 18%以上だが、普及率はカード申請だけを行い、カードの受け取りに来ない方が多いことから伸び悩んでいる現状である。

【 主な質疑 】

質問：マイナンバーカードの普及率はどうか。

回答：令和元年 12 月末現在、普及率は 14.92%となっている。県内の中では第 2 位である。申請率でいえば県内 1 位となる。

質問：マイナンバーカード利用に関する利便性のPRはどのように展開されているのか。

回答：担当課によるHPでの紹介、郵便局の協力によるチラシの配布や発行手続き、市の広報誌による紹介を行っている他、最近、国の補助金を利用した「出張申請支援」などの広報の形もとっている。

質問：郵便局の協力に関して手数料等を支払っているのか。

回答：全くの無償である。市と郵便局において以前から包括協定があり、今回の協力に関しては郵便局側から申し出があった。発行に関する端末については市が用意している。

質問：コンビニ交付サービスについて、役所窓口(¥350)より安価(¥250)にできた理由はなにか。

回答：コンビニ交付の場合、人手が入らないことから業務負担の軽減となる。またマイナンバーカードの利用に関する利便性PRを含めた意思もある。

質問：マイタクの利用について状況はどうか。

回答：マイナンバーカードを一番利用されているのがマイタクである。ただ使用に関して市内に限定されている課題がある。

質問：「母子健康情報サービス」はアプリなのか。アプリならば前橋市で開発されたものか。利用者人数はどの程度か。

回答：業者委託のアプリである。初期費用100万円程度、年間ランニングコストは人口規模による。

利用者人数は昨年で約700名（登録人数）。利用料は無料となっている。

質問：今後、マイナンバーカードに健康保険証機能が付加されるが、市独自のさらなる利活用に関する取り組みはあるか。

回答：働く成人世代に対して活用法を見出せないのが現状である。一つ提案しているのはPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の構築により、生涯にわたる健康情報の一括管理を行い「自分が自分で健康管理」できるようにしていく取り組みがある。

質問：マイナンバーカードの普及率向上に対する「申請時来庁方式」について伺いたい。

回答：正直、手間が掛かることから進んでいない現状。パスワードを預かることがトラブルに繋がりがねないが、高齢者などにとっては負担軽減に繋がるものと考えている。

質問：自治体ポイントについて伺いたい。

回答：率直な意見としては「難しい」。PCの操作に慣れていればマイキーID登録までは簡単な作業だが、自分のポイントをマイキーIDに変換するのが非常に難しい。また、マイキーID作成後のフォローや利用先可能店舗のPRが必要と考えている。

自治体ポイントの変換によっては、自己保有の既存ポイント制度が利用できなくなることもあるようだ。

質問：災害対策における利用、被災者の台帳作成などへの利用についてはどうか。

回答：構想の段階、着手出来ていない。

避難所開設に伴い誰がどの避難所に居るのかマイナンバーカードの利用により、知らせるシステムを作成しようとは考えている。

【 所 感 】

本市においてもマイナンバーカードの普及率UPは今後の「まちづくり」や経済発展を考える上において大きな課題である。そのためには普及率促進の前に「マイナンバー自体での悪用はできない」ことを利用者に広く確実に周知してもらう必要がある。いまだにマイナンバーにより、個人情報筒抜けになるといった誤った情報が信じられている状況を改善し、その利便性を知っていただくことであろう。なんにしるPRの方法は大切である。広報を展開していく時期を見誤らないようにしていかなければならない。

マイナンバーカードは現時点でも免許証返納者にとっては身分証明書として利用されることが多いものと考えられる。国の政策により今後もさまざまな機能が付与されて行くことは間違いないところであることから、若者への普及率UPが肝要となるだろう。健康保険証の機能だけでなく、とりわけ医療機関におけるカルテ情報の共有や診療方針情報など利用価値は高いのではないかと考える。その他にも生活に関わる支援制度など、特に前橋市でも独自で実施されている「マイタクサービス」については、担当窓口まで出向かずに受けられることが好評なようである。この制度自体は本市においても導入可能であろうし、高齢者や障害を持つ方にとっては非常に便利な支援の一つになって行くものと考えられる。

キャッシュレス化が進む今日において、そうした機能もマイナンバーカード利用や普及率UPの一環として取り組んでいただけたら市民生活はより便利なものになって行くものと考ええる。

埼玉県草加市

○視察先：埼玉県草加市役所

○視察先所在地：〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

TEL 048-922-2458

○視察目的・内容

【 目 的 】

認知症対策について

【 調査項目 】

- ① 認知症検診の経緯と概要並びに医師会との連携について
- ② 成果と実績について
- ③ その他の認知症施策について
- ④ 課題と今後の取り組みについて



て

【実績と成果】

認知症検診については、認知症に特化した検診を実施。事業開始となった平成26年度から27年度までは草加市に住民票があつて、65歳以上となる奇数年齢の方を対象に、28年度からは草加市に住民票がある65歳以上の全ての方を対象としている。早い段階から認知症について知ってもらうため60歳を迎える方も「還暦検診」として実施、費用の負担は草加・八潮医師会がしている。認知症検診費用は無料だが、委託料については、脳健康チェック票1件につき1,080円、精密検査報告書1件につき540円を医療機関に支払っている。

受診方法は、特定健診（6月～12月）と同時期に行うことにより、同時受診を進めている。受診券の発行を行わず、受診者本人が指定医療機関に直接出向き、「チェック表」を記入し提出する。それをもとに医師による問診を行い再度、詳細な検査が必要かどうかを判断している。

検診の周知については市の広報誌に掲載することにより実施している。その他、市HP、チラシ、ポスター掲示において呼びかけを行っている。また市内にある8カ所の「地域包括ケアセンター」の職員による高齢者家族への検診の必要性の説明やフォローも行っている。

【主な質疑】

質問：認知症検診受診率の伸び悩みの原因としてどのようにお考えか。

回答：原因の一つには、認知症検診実施の周知が不十分であること。自己判断で毎年受ける習慣がないことが挙げられる。定期健診＝認知症検診ではなく、本人の申し出により受診（問診）することになるため連続して受診する意識がないこともある。

質問：高齢者世帯の状況はどうか。

回答：単身高齢者も含め、高齢者世帯は多い。平成27年度の単身高齢者世帯は9,338世帯、高齢者のみの世帯は11,123世帯で増加傾向にある。

質問：認知症検診の動機付けに対する対策はあるか。

回答：認知症に対する知識の普及のため、体操教室や地域の集まり、老人クラブ、サークルなどに積極的に声掛けを実施している。認知症サポーター養成講座の開設もさせていただいている。

質問：認知症サポーター養成講座と併せて、民生委員などに地域の認知症の方の情報などは伝えられているのか。

回答：ダイレクトに伝えることはしていない。地域包括支援センターには健診結果を報告している。当初は地域包括支援で訪問活動等を行い対処するが、必要に応じて協力関係を築いていかなければならないと考えている。

質問：重度認知症の方に対し、行政サイドから運転免許証の返還を促すようなことはあるのか。

回答：家族からの相談はある。主に警察の方から説得していただくことが多い。免許更新の際にアンケートを取らせていただき、必要に応じて認知症支援を行っている。

質問：個人情報を含んでいることもあることから、認知症検査は毎年受ける必要があるとお考えか。

回答：本市では、節目ではなくいつでも受けられるよう毎年受けられる環境を整えているということである。

【 所 感 】

全国的な課題となっている認知症対策については、関心 が寄せられるところである。

認知症検診をどのタイミングで行うかについては、草加市同様に定期健診に合わせて実施するのが好ましいと考える。なるべくなら負担の軽減を図りながら連続して受診していただける環境づくりが必要であろう。また、受診に関しては本人の意志だけではなく、家族や周囲の人々の協力が必要であろう。早期に発見し、早期に対応することで症状の発症を押さえることもできることから「気付き」の教育も求められるところである。

高齢化の急速な進行に対し、行政サイドとしては、地域包括支援センターにおける受診結果の情報共有により、日々の見守りが欠かせないものになってくるのではないだろうか。

単独高齢者世帯の増加などに対応し、地域との連携強化による新たな対策支援も今後の課題となる。自らの健康は自ら守るだけでは対応できない部分に対しては地域の助け合いによる「協助の精神」が求められるところである。高齢者に対しては、認知症に関する知識を得る機会を数多く設けるとともに、サークルなどへの積極的な参加を促し、予防対策を講じていただきたい。

東京都青梅市

○視察先：東京都青梅市役所

○視察先所在地：〒198-8701 東京都青梅市東青梅 1-11-1

TEL 0428-22-3074

○視察目的・内容

【 目 的 】

中心市街地の活性化策の取り組みについて

【 調査項目 】

- ① 取り組みの内容と成果について
- ② 実績と成果について
- ③ 課題と今後の取り組みについて

【実績と成果】

平成23年度に「青梅市中心市街地活性化基本計画」認定に向け、学識経験者、関係団体代表者、公募市民で「青梅市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を設置し、基本計画の懸案を取りまとめ、認定申請に向け内閣府と協議を重ね平成28年5月に認定申請書を提出し、6月に認定を受けている。

中心市街地活性化に関する法律において、「商工会議所と共同で中心的組織が共同体に組込まれること」が認定要件となっているため、㈱まちづくり青梅の設立が必要であった。

まち全体の印象としては、商店街の多くでシャッターが占められている状況で人口減少・高齢化により地域の活力低下が見られる。

対策として基本理念を「粋活（いきいき）タウン青梅宿」と定め、「青絆と歴史や自然を活かした住みやすく、訪れたいまち」としている。

「街なか居住の促進」、「経済活力の向上」、「回遊性の向上」と活性化目標方針を明確にし、目標毎のフォローアップ結果を出すことにより、事業計画の進捗状況及び事業効果に対する研究、関係機関との連携強化で目標達成に取り組む様子が見られる。

【主な質疑】

質問：JR沿線沿いに広がる市であることで、各地域から開発に関する要望議論があったのではないかと。

回答：基本的には青梅、東青梅、河辺と3つの位置づけになる。具体的な開発の話題になった時には、当然、議論がでてくるものと考えている。

質問：行政と商工会議所により、「中心市街地活性化計画」を勧められた経緯について伺いたい。

回答：基本計画認定の手続きに当たって協議会の意見書が必要になるため、商工会議所の方がより地元密着ということであり、お願いしやっていた。

質問：基本計画に具体的に賛同していただける民間企業はあったのか。民間活力はどうか。

回答：地域の商店街では、衰退する状況を「何とかしよう」という基本的な考えは持っておられた。計画を作るために事業を作ったというのではなく、元々動いていた事業を計画に盛り込んだという位置付けである。

質問：商業施設の衰退に伴い市街地において空洞化現象が起きたりはしなかったか。

回答：市街地の衰退や一部人口の減った地域はあるが、住宅の構造上の問題として、店舗と住宅が一体化しており、生活と切り離すことができないことから、商売を辞めても居住生活を継続しているため、空き店舗として貸し出すことが少ない。

質問：「空き店舗として貸し出すことは少ない」とのことだが、借り手のニーズはあるのか。

回答：昔の街道沿いということもあり、改築したところもある。借り手の話は結構な割合で何うが、条件が合わないのが現状である。

質問：大学生などの活力の参入を利用した開発形態の計画はないのか。

回答：以前はあった。大学が移転したことにより、現在はない状況である。

質問：行政が直接支援できない部分を㈱まちづくり青梅において実施されているのか。

回答：そういった部分もある。市と商工会議所、地元の信用金庫の共同事業もあったが、市としての負担はなかった。市としては、「空き店舗補助」として50万円の改装費補助を行っている他、協議会に対して毎年300万円の補助を行っている。

質問：集客の面での交通網の整備拡大はあるのか。

回答：路線バスにおいては縮小・廃止となっている。都バスが走っているが採算は合っていないと思われる。

【 所 感 】

地方都市において中心市街地の衰退は人口減少とともに進んでいる状況であり、青梅市においても例外ではないようである。

行政と市民団体や商工会議所が協力し、新たな開発を進めることが街おこしに繋がって行くものであるとは考えるが、新たな参入者や場所の提供などの課題は付いて回るようである。実際、中心市街地活性化基本計画エリアの現地視察の際に説明を受けたが、青梅市の成り立ちとして、店舗に関する当初の税金の仕組みそのものに問題があったようである。店舗に対する課税が「店舗の規模ではなく、間口の広さに対して掛けられる、ものであったため、税金節約を考え縦に長い建物形状となり、表が店舗、後ろが住宅となっていることが多い現状である。そのため借り手となる参入者がいても、間借りのような賃借形態となるため折り合いが付かず、店舗となる場所の確保が困難になっているとのことである。

市街活性化における課題は多くあるものの、JR沿線沿いであることの利点を生かし、既存する観光施設の整備などを進め、PR活動を説教的に行えば、都心からの交通網も悪くないことなどから活性化が進んでいくのではないかと思われる



東京都福生市

○視察先：東京都福生市役所

○視察先所在地：〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511

○視察目的・内容

【 目 的 】

ICT教育の取り組みについて

【 調査項目 】

- ① 学校への I C T機器導入の経過及び財源などを含む現状について
- ② 端末操作など、取り扱いに対する教職員への指導・支援について
- ③ タブレットを使用した授業内容について
- ④ その効果と課題、今後の取り組みについて

【実績と成果】

I C T機器の導入については、「福生市立学校 I C T推進計画」に基づいて整備を進められている。目的としては、「福生市教推進育基本計画」により、教育施策と現状を踏まえ I C T機器が子どもたちの学習意欲・興味喚起・理解促進を向上させる事業支援となる特徴を活かし、学力のさらなる向上、不登校改善、福生市の特徴を活かした英語教育を後押しし、「魅力ある学校作り」を目的として策定されている。

学校に設置された P Cの用途は大きく 2 つに分かれている。児童・生徒の成績など個人情報データ管理としての校務用 P Cと教科指導用 P Cとになっている。教科指導用 P Cのデータ保管については、センターサーバーでまとめ、学校間や教育委員会との情報連携を図る仕組みである。

現在、校務用 P Cは 280 台、小学校用 P Cは平成 27 年度、中学校用 P Cは平成 26 年度に予備教員を含めて原則、教員一人、1 台を割り当てている。

校内 R U N整備は、平成 30 年度に小学校 7 校、令和元年度に中学校 3 校の整備が完了し、市内全校の整備が完了している。

その他、授業支援環境として生徒用タブレット端末については、小学校 3 年生で「算数」の基礎が出来上がってしまう現在の教育方針を考え、3 年生を対象に「持ち帰り学習」ができるよう『個別学習用ドリルソフト』が搭載されたものを市内全域の小学校に配備(全 450 台)し、貸し出されてされている。

導入経費については、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を利用したとのことである。

成果としては、「基礎学力が異なる児童、一人ひとりに応じた個別学習」、「家庭学習状況の可視化による指導の充実」ができています。

不登校児童や特別支援学級などでは、活用次第で大きな成果を得ることが期待できるものと思われる。

課題としては、「小学校 4 年生になるとタブレットによる家庭学習が途切れてしまう」「学校によって使用頻度に差がある」ことである。

【 主な質疑 】

質問：家庭学習による授業の復習については、タブレットを使用した時点でデータとしてわかるのか。後日、目視により確認しなければならないのか。

回答：教員に貸与されている P Cを必要に応じて使用することにより、瞬時に児童個々人の使用状況や進捗状況などのデータが得られるようになっている。

質問：タブレットを自宅に持ち帰ることに対しての問題や課題は生じなかったか。

回答：故障などの問題はほぼない。不正使用に関しては、できないシステムとなっており、電源さえ入っていれば状況確認できる仕組みとなっている。

質問：タブレット導入により、教員の負担は増えていないか。

回答：紙媒体においては、採点などに時間を要したが、現在は瞬時に採点ができることから、時間短縮が図れている。反面、小学校3年生を対象にしているので3年生の担任になった教員は当初、負担増になっている感がある。

質問：教員の転勤、勤務状況に関してイレギュラー的な事象が発生した場合の対応はどのようになっているのか。

回答：導入時の支援員の方が直接、指導に来てもらえる。または、教員間で補い合う形になっている。

質問：ギガスクール構想についてはどうか。

回答：ギガスクールについては、Wi-Fiの使用となることから、現段階では進んでいない。

国が進めるギガスクール構想は、端末については補助が出るようだが、学習ソフトについての補助は不透明な状態であるため、財政的には厳しい。しかしながら、計画を進める段階になれば、「確実に端末などが揃えられるのか」といった問題や全国一斉に導入を開始した場合に「業者が確保できるのか」「工事期間は間に合うのか」といった問題が考えられることから慎重に今後の計画を考えなければならない。

回答：具体的な導入時期の考えはあるのか。

回答：タブレットの性能、耐用年数などを考慮していかなければならない。国からの補助に対し、使用するタイミングについては「何が正しいのか」正直、答がない。しっかりした見極めが必要と考える。

質問：タブレット導入による学力の向上に関しての変化は見られているのか。

回答：小学3年生単独では、「算数で向上している」といえるのだろうが、全国との比較となると6年生が対象とされることになるため、データの状況から評価することは難しい。自信をもってお示しすることはできないが、底上げできている実感はある。

質問：継続的に使用できれば、さらに伸びる可能性を秘めていると理解してよいのか。

回答：他市の報告と相関することや因果関係を証明するのは難しい。学習意欲が高まっているのは確かである。導入するまでが大変であり、そこから勝負になると思っている。

質問：小学3年生の児童一人ひとりに貸与されているが、学習能力の差によって、さらに支援するような児童への対策はされているのか。

回答：「学校に来るだけが教育ではない」との考えの下、不登校の児童に貸し出し、教育・コミュニケーション手段としている他、特別支援学級にも貸し出している。児童との繋がりを絶たないようにしている。

質問：不登校児童に対するタブレット貸与も小学3年生だけが対象なのか。

回答：不登校児童専用に貸与するタブレットがあるため、継続して使用している。

【 所 感 】

現状の教育方針を考え、タブレット導入の対象者を小学校3年生に絞ったのは注目すべき点だと思われる。児童の基礎学力に応じた学習支援ができる点や家庭学習の習慣付けには一役買っているツールであるといえる。我々の時代に見られた理解不足の者を置き去りにし、先へと進む教育授業方針では、ついてこられなくなる児童が発生し、学ぶことへの意欲が減退する危険性があった。学習の躓き解決に要する時間の違いこそあれ、一つ一つを自らの能力に応じ、解決、修得することの喜びを感じ、目的とする学力まで到達できるのは素晴らしいことである。ただ心配されるのは、小学校4年生になった時点でタブレットを手放すことにより、学習意欲や家庭学習の習慣を維持・継続することができるかどうかといった問題である。“やる気”を醸成する教育方法として、今後の検証も含めて注目していきたいところである。

また、課題としては教員個々の“やる気”と“取り組み姿勢”が問われるのではないだろうか。タブレットの使用に関しては、教員に対しても教育や指導会などが持たれているようであるが、各学校間でのタブレット使用頻度の違いがある点から、そうした点が見て取れるのではないだろうか。指導者側となる教員がタブレットに全てを任せてしまう危険性についても注意していかなければならないものと思われる。同時にタブレットを手にした児童がその使用に関して、どこまで節制して使用できるかという点も気になる。使用＝勉強となるのだろうが、深夜までの使用や長時間の使用、また親としても教育に携わる煩わしさからの解放を手放しに喜んではいけないのではないか。児童が家庭の中で孤立することがないように見張って行くことも必要となるのではないかと思われる。



(了)